

第35回 青森県原子力政策懇話会 議事録

開催日時 令和7年2月19日（水） 15:15～17:15

開催場所 ホテル青森 3階 孔雀西の間

主な出席者（※はオンライン参加）

委員 13名出席（全委員25名）

倉橋委員、坂本委員（座長）、塩谷委員、高木委員（代理：加藤氏）、二木委員、稲垣委員、占部委員、奥村委員、柿沼委員※、佐藤委員、白濱委員、田中委員、松井委員※

国 経済産業省資源エネルギー庁 皆川原子力立地・核燃料サイクル産業課長
原子力規制庁 服部長官官房総務課地域原子力規制総括調整官（青森担当）

事業者 使用済燃料再処理・廃炉推進機構 河合理事

日本原燃㈱ 増田代表取締役社長

東北電力㈱ 金澤取締役 常務執行役員 原子力本部長

リサイクル燃料貯蔵㈱ 高橋代表取締役社長

電源開発㈱ 萩原取締役副社長執行役員 原子力事業本部長

東京電力ホールディングス㈱ 宗常務執行役 青森事業本部長

電気事業連合会 藤本専務理事

青森県 宮下知事、小谷副知事、奥田副知事、

坂本環境エネルギー部長、豊島危機管理局長

1 開会

【司会（県危機管理局 竹ヶ原参事）】

それではただ今から第35回青森県原子力政策懇話会を開会いたします。

開会にあたりまして宮下知事より挨拶を申し上げます。

2 知事挨拶

【宮下知事】

委員の皆様におかれましては、御多用中のところ本日もお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

さて、今年度ですけれども、再処理工場、そしてMOX燃料工場のしゅん工目標の延期、それから東通原子力発電所に係る安全対策工事完了時期、大間原子力発電所に係る安全対策工事開始時期などの見直しが各種ありました。その一方でRFS、中間貯蔵事業については、約24年の歳月を経て操業開始に至るなど、県内においても様々な動きがあったというふうに考えております。

こうした状況を踏まえまして、本日は原子力・核燃料サイクル政策や県内原子力施設の新規制基準適合性審査の対応状況等に加え、リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料搬入の前提となる中間貯蔵事業及び再処理事業に係る実施環境を確認するため、国及び原子力事業者の取組状況を説明していただくこととなっております。

委員の皆様には、県民の皆様の安全・安心のため、原子力・核燃料サイクル政策に係る各般について、幅広い意見を賜りたいと考えておりますので、本日、どうぞよろしく願いいたします。
以上、簡単ではございますが、冒頭、私からの御挨拶とさせていただきます。

3 出席者紹介

【司会】

本日の出席者を紹介させていただきます。

青森県原子力政策懇話会委員25名のうち、13名の方に御出席いただいております、うち2名はオンラインでの御参加となっております。

それでは委員の皆様から順次御紹介させていただきますので、会場に御出席の方はお名前をお呼びしましたら恐縮ですが御起立いただき、またオンライン参加の方はお名前をおっしゃっていただきたいと思っております。

はじめに団体代表委員として倉橋委員です。

坂本委員です。

塩谷委員です。

高木委員の代理である青森県医師会の加藤事務局長です。

二木委員です。

専門家委員といたしまして稲垣委員です。

占部委員です。

奥村委員です。

オンライン参加の柿沼委員です。

佐藤委員です。

最後に今期の公募委員として白濱委員です。

田中委員です。

オンライン参加の松井委員です。

次に国からの出席者のうち、代表の方を御紹介いたします。経済産業省資源エネルギー庁から、原子力立地核燃料サイクル産業課の皆川課長出席予定ですが、現在、交通機関の関係で会場へ向かっている途中でございます。

原子力規制庁から服部長官官房総務課 地域原子力規制総括調整官（青森担当）です。

続いて事業者等からの出席者のうち代表の方を御紹介いたします。

使用済燃料再処理・廃炉推進機構 河合理事です。

日本原燃株式会社 増田代表取締役社長です。

東北電力株式会社 金澤取締役常務執行役員 原子力本部長です。

リサイクル燃料貯蔵株式会社 高橋代表取締役社長です。

電源開発株式会社からは萩原取締役副社長執行役員が御出席予定ですが、現在、交通機関の関係で会場に向かっている途中でございます。

続きまして東京電力ホールディングス株式会社 宗常務執行役 青森事業本部長です。

電気事業連合会、藤本専務理事です。

最後に県の出席者です。

宮下知事です。

小谷副知事です。

奥田副知事です。

坂本環境エネルギー部長です。

豊島危機管理局長です。

この他、関係部局の担当者が出席しております。出席者の紹介は以上です。

それでは、この後の進行は坂本座長にお願いいたします。

4 案件

(1) 原子力・核燃料サイクルについて

【坂本座長】

坂本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第に従い、4(1)の案件、原子力・核燃料サイクルについて、資源エネルギー庁及び電気事業連合会から御説明をお願いしたいところですが、先ほど御案内がありましたように、資源エネルギー庁は今、向かわれているということですので、先に電気事業連合会の方から御説明をお願いいたします。

【電気事業連合会】

電気事業連合会の藤本でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。まずもって青森県の皆様には日頃から私どもの事業に御理解を賜っておりますこと、また本日はこのような場におきまして説明の機会を賜りましたことに御礼を申し述べさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。私からは原子燃料サイクルの早期確立に向けた取組、これにつきまして説明をさせていただきたいと存じます。説明につきましては着座にて失礼をいたします。

まず資料1-2、右肩2ページ目を御覧いただければと思います。私どもは六ヶ所再処理工場、MOX燃料工場のしゅん工及びしゅん工後の安定操業は原子燃料サイクル確立に向け極めて重要と認識をいたしております。全国の原子力事業者の知見、経験を活用するとともに、メーカ・ゼネコンなどの関係事業者の力を結集して、日本原燃を支えるべく対応をいたしているところでございます。

次に資料3ページ目を御覧ください。電気事業連合会では、2026年度中とされました六ヶ所再処理工場の新たなしゅん工目標に向け、サイクル推進タスクフォースの仕組みを活用し、要員派遣などを通じた技術面・マネジメント面の支援を継続いたします。さらに日本原燃の経営層に対する支援の強化といたしまして、電事連役員が進捗管理に関わる経営会議にオブザーバーとして参加し、助言や提言などを実施しているところでございます。

4ページ目をお願いいたします。プルサーマルの推進につきましては、プルサーマル計画に基づきプルサーマルを早期かつ最大限導入することを基本とし、稼働する全ての原子炉を対象に2030年度までに少なくとも12基のプルサーマル実施を目指してまいります。また業界の取組といたしまして、事業者間のプルトニウム交換による消費など、プルトニウムの確実な消費を進めているところでございます。

5ページ目を御覧ください。電気事業連合会は、プルトニウム利用計画を毎年度公表しております。今年度につきましても先週、2月14日に公表をさせていただきました。利用目的のないプルトニウムを持たないとの国策の下、確実なプルトニウムの消費に取り組んでまいります。

7ページ目を御覧くださいませ。使用済燃料につきましては、六ヶ所再処理工場への搬出を前提とし、その搬出までの間、各原子力発電所等において安全を確保しながら計画的に貯蔵対策を進めてきております。これまで使用済燃料の発生量見通しなどに応じて、使用済燃料貯蔵設備のリラッキング、それによります増容量、各サイトにおける乾式貯蔵施設や中間貯蔵施設の事業開始など、必要な貯蔵対策に取り組んできているところでございます。引き続き、これらの取組を進めることで、事業者全体といたしまして2020年代半ばには、これも近づいている時期でございますけれども、4千トン程度の使用済燃料が貯蔵できるよう、能力の拡大を図ること、これを目指しているところでございます。

次に資料右肩8ページ目をお願いいたします。昨年11月にはむつ市のリサイクル燃料備蓄センターが原子力規制委員会から使用前確認書を受領し、事業を開始いたしました。本年1月には原子力規制委員会に2025年度から2027年度の貯蔵計画を届け出ており、着実な事業推進に向けて取り組んでいるところでございます。

資料9ページ目をお願いいたします。最終処分事業については日本全体での議論が不可欠であり、国やNUMOと連携し、対話活動、情報発信に取り組んでまいります。電気事業連合会では会長によります毎月の記者会見など、報道機関への発信に加えて地域セミナーの開催やチラシの制作など、日々、様々な形でPR活動を行っており、関心を持っていただけますように少しでも分かりやすい情報をお届けできるよう工夫をしているところでございます。一例ではございますが、2月7日から電気事業連合会のホームページにおきまして地層処分について御紹介するウェブムービーを新たに公開させていただいております。機会がありましたら、こういったものも御覧いただければと思うところでございます。

ガラス固化体の一時貯蔵期間は30年から50年としている中、本年は最初の受け入れから30年を迎え、残りの期間が20年となることをしっかりと認識した上で、引き続き搬出期限遵守のための取組を検討し、搬出期限を遵守いたします。

資料10ページ目をお願いいたします。私どもの事業は社会及び地元の皆様との信頼関係の構築が最も重要であると考えており、施設を立地させていただいております青森県の発展に貢献するため、今後もしっかりと取り組んでまいります。また原子力施設が稼働することによる地域経済への貢献に加えまして、共創会議でも取りまとめられました工程表項目の実現に向け、皆様と対話を行いながら積極的に取り組んでまいり所存でございます。私からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

【坂本座長】

続きまして資源エネルギー庁からの御説明をお願いいたします。

【資源エネルギー庁】

資源エネルギー庁の皆様でございます。本日は交通障害のため遅参いたしまして誠に申し訳ございません。私の方から説明をさせていただきます。本日、このような御説明、意見交換の機会をいただきましたこと、青森県及び委員の皆様方に厚く御礼を申し上げます。本日は原子力政策、核燃料サイクル政策につきまして、直近の動向を踏まえまして御説明をさせていただきます。以降、着座にて失礼いたします。まず原子力政策全体の直近の状況について1ポツで御説明をさせていただきます。

2 ページを御覧ください。現在、カーボンニュートラルを達成する経済社会システム全体の変革を目指すGXに政府を挙げて取り組んでいるところでございますけれども、その中でもエネルギーの分野は特に重要な取組項目となっております。すなわち各国がエネルギーの争奪戦を繰り広げる中で、経済成長の前提として危機に強いエネルギー需給構造の構築が求められる一方で、化石燃料に頼らない脱炭素化も同時に達成する必要があるという、過去にない難しい課題に直面しているという状況です。

この強い危機意識から、今般策定いたしましたGX2040年ビジョンやエネルギー基本計画におきましても脱炭素電源の確保に最大限取り組む方針、すなわち再エネか原子力かの二項対立ではなくて、再エネも原子力も脱炭素電源として最大限活用するという方針を盛り込みました。

3 ページを御覧ください。こうした方針の背景を少々御紹介いたしますと、まず日本の貿易収支でございます、近年のエネルギー価格と円安の中で、特に石油天然ガス類の輸入額が急増しております。すなわち自動車や機械の輸出で稼いだ外貨を石油天然ガスの輸入で吐き出しているという状況です。

4 ページを御覧ください。一方で電力需要予測にも変化が表れております。AIの利用拡大、データセンターや半導体工場の新設といったことによって世界的にも電力需要の増大が見込まれるという予想になってございますけれども、これは人口減少が予想される日本でも同じ傾向でございまして、電力需要が見込まれる状況と、これは実に20年ぶりのことでして、まさにエネルギー政策の前提が変化しており、原子力など脱炭素電源が確保できるかどうかということが国の産業競争力や国民生活を左右する状況になっているということでございます。

5 ページにまいりまして、こうした状況を踏まえまして、エネルギー基本計画では脱炭素電源である原子力を安定的かつ継続的に利用していくために、再稼働や次世代革新炉の建設といったフロントエンドと、核燃料サイクルや最終処分といったバックエンドの取組を両輪で加速していく方針を明確に打ち出しました。その中で、次世代革新炉については新たに廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者のサイト内での建替えについて具体化を進めていくという方針を新たに打ち出しております。

6 ページを御覧ください。また原子力の再稼働ということも、時間は要しつつも進展をしているという状況でございます。昨年秋から今年にかけて、東北電力女川2号機と中国電力島根2号機が再稼働し、営業運転に入りました。初のBWRタイプの原子力発電所の再稼働でありまして、特に女川2号機は東日本で初の再稼働となりました。これまで西日本に比べて夏・冬の需給が非常に厳しかった東日本においても、安定供給に大きく貢献するということを期待しているところでございます。引き続き安全確保を最優先に、国が前面に立った理解活動や原子力防災対策などを通じまして、再稼働の加速に向けて官民挙げて取り組んでまいります。

続きまして核燃料サイクル政策の御説明にまいります。2ポツになります。まず8 ページを御覧ください。国のエネルギー政策の基本的な方向性を示すエネルギー基本計画におきましては、核燃料サイクルについて高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度の低減、資源の有効利用などの観点から、一貫してその推進を基本的方針と位置付けてまいりました。昨日閣議決定されました第7次エネルギー基本計画におきましても、その旨、しっかりと明記してございます。また高レベル放射性廃棄物の最終処分についても、国が前面に立った取組を進めるということも明記してございます。

9 ページを御覧ください。この核燃料サイクルの関連施設は多くが青森県に立地をさせていただいています。国と電気事業者は1984年に電気事業連合会が立地協力をお願いして以来、青森県

の御理解と御協力の下でこうした核燃料サイクル施設の建設、運営を進めてまいりました。

国といたしましても、昨年12月の核燃料サイクル協議会において官房長官から宮下知事にも申し上げましたとおり、青森県にこれまで国のエネルギー政策に対して長年の御協力をいただいていたということに深く感謝を申し上げるとともに、県との関係を引き続き尊重し、十分な御理解・御協力を得つつ政策を進めていくということが必要であると考えてございます。

10ページを御覧ください。この核燃料サイクルの中核になるのが六ヶ所再処理工場、MOX燃料工場でありまして、国としましてはまずそのしゅん工は必ず実現しなければならない最重要課題と考えてございます。昨年8月にしゅん工目標を見直した際には、審査対応の課題の把握や進捗管理に課題があったという強い反省の下で、国と日本原燃、電力、メーカなどで議論を重ねまして、再稼働審査を経験された電力、メーカの方々にも多数日本原燃に出向いただくなど、この抜本的な体制強化を図ってまいりました。

加えて、日本原燃においては審査の説明の全体計画を策定して、原子力規制委員会と共通認識を持ちながら対応を進めていくといった新たな方針にも取り組んでございます。これによりまして、すなわち審査の対応をしていくという中で進捗管理のいわば物差しができたというふうに考えてございます。これをしっかりと活用して、審査対応の進捗管理を徹底していくために、日本原燃で全体計画に基づいて進捗を、審査会合の都度、概ね月1回ホームページで公開されてございますけれども、国もこの状況を直接伺いするとともに、使用済燃料対策協議会の幹事会を概ね四半期に1度と頻度を高めて開催をしまして、各原子力事業者の原子力部門トップの方々とともに審査対応上の課題をきめ細かく把握いたしまして、必要に応じて更なる人材確保などの調整を機動的に行っていくといった形で、官民一体で総力を挙げてしゅん工に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

11ページを御覧ください。またこの六ヶ所再処理工場、しゅん工させますとその次は安全性確保を大前提に、数十年にわたる長期にわたって安定的に運転していくということが必要でございます。再処理工場の運転期間については、これは法令上、上限はなく、また日本原燃によれば40年で維持取り換えが困難となる設備も想定されておられません。

一方で、一部のメーカでは既に撤退が発生するなど、長期利用への課題も生じてきてございます。こうした課題には対応に中長期を要するものと考えられますので、第7次エネルギー基本計画におきましては、まさに建設の最終段階にある今から運転経験で先行するフランスとの国際協力も図りつつ、官民で対応の検討を始めていくといった方針を盛り込みました。その具体的な課題といたしまして、メンテナンス技術の高度化、サプライチェーン技術の維持、使用済MOX燃料に関する再処理技術の確立と、それを六ヶ所再処理工場に適用する場合を想定してデータの拡充を図っていくといった3点を合わせて盛り込んでございます。

12ページを御覧ください。続きまして、使用済燃料対策に関しまして、青森県及びむつ市の皆様の多大なる御理解と御協力の下で、むつ中間貯蔵施設が昨年11月に事業開始をいたしました。こちら、我が国初の中間貯蔵施設でありまして、核燃料サイクルの環の1つを担う重要施設である本施設の事業開始は、エネルギー政策上の大きな節目でありまして、また重要な一歩であると考えてございます。

13ページを御覧ください。本施設の事業開始に向けた議論過程におきまして、昨年7月に宮下知事が経済産業省を来訪されまして、当時の齋藤経済産業大臣に対しまして、中間貯蔵後の使用済燃料の搬出先の明確化を図るよう要請をされました。同施設の立地が決定しました2005年当時

の状況を振り返りますと、使用済燃料の年間発生量は六ヶ所再処理工場の年間処理能力を上回っておりまして。そうした状況の下で搬出先としては六ヶ所再処理工場に続く次の再処理工場が想定をされていたというところでございます。

一方で、現在は原子力発電所の稼働状況や政策目標における電源構成に占める原子力発電所の割合は大きく異なっております。この結果、想定される使用済燃料の年間発生量も減少しておりまして、六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回ると想定されるというのが現状でございます。すなわち、六ヶ所再処理工場を長期かつ安定利用を行うということによりまして、今後発生する使用済燃料に加えて現在貯蔵中の使用済燃料についても順次再処理をしていくことが可能であるというふうに考えてございます。

以上の状況変化を踏まえまして、中間貯蔵された使用済燃料については六ヶ所再処理工場を搬出先として想定し、安全性確保を大前提に同工場の長期かつ安定利用に向けて取組を進めていくことが適切との方針を第7次基本計画に盛り込んだところでございます。

14ページを御覧ください。また昨年7月に宮下知事が齋藤経産大臣と面談された際には、表の中の③のとおり、中間貯蔵事業の状況を国が確認する仕組みづくりについても御要請をいただきました。これに対して齋藤大臣からは、原子力事業者が策定する使用済燃料対策推進計画に輸送貯蔵の状況を記載し、これを毎年公表するとともに資源エネルギー庁に報告するよう指導する旨をお答えいたしました。

15ページを御覧ください。これを受けまして、昨年12月に国と原子力事業者の協議であります使用済燃料対策協議会の幹事会におきまして、大臣からお約束をしました内容を事業者に対して要請をいたしまして、本年2月に初年度としての内容の報告を受けまして、資源エネルギー庁として内容を確認いたしました。国として、本枠組みの下で核燃料サイクルにおける重要な要素である中間貯蔵事業の状況を継続的に確認してまいりたいと考えてございます。

16ページを御覧ください。一昨年8月の核燃料サイクル協議会における宮下知事から政府への御要請を踏まえまして、経済産業省は国・立地自治体・事業者が一体となって共創会議を立ち上げたところでございます。その後、会議及び実務者によるワーキンググループも開催し、また立地市町村の皆様と国の担当者が直接議論を重ねさせていただきまして、昨年10月に開催いたしました第3回会議におきまして立地地域の将来像、それを実現する工程表を取りまとめたところでございます。ここでは、まず立地地域の将来像として、安全・安心の確保など5つの柱を立てまして、その下に各立地市町村、これはもとより立地市町村全体、更には立地県として全県的な成果にもつながる取組をということで、具体的な取組を短期・中長期に分けて整理をいたしました。

また、国として、こうした取組を実施していく上で活用いただける交付金、これを昨年時点で25億円措置してございましたけれども、来年度から、これに更に15億円を積み増して、計40億円を措置することといたしました。工程表は作りっぱなしでなくしっかり実行に移していくことが重要であると考えてございまして、今後ともこうした交付金も活用いただきつつ、年1回の共創会議でフォローアップも行いつつ、立地地域と事業者・国が一体となって具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。なお、御参考といたしまして、5つの柱の詳細を17ページに、また工程表の、これはごく一部でございますけれども、18から19ページにそれぞれ付けてございます。

20ページを御覧ください。昨年12月には、宮下知事から御要請をいただきまして、官房長官、経産大臣をはじめ関係閣僚が出席をいたしまして、サイクル協議会を開催いたしました。六ヶ所再

処理工場の工程を見直すといった中で、宮下知事から主な御要請事項としまして3点御要請をいただきまして、これに対しまして官房長官及び関係閣僚から、例えば、政府といたしまして原子力発電と核燃料サイクルの推進を一貫して進めていくこと、中間貯蔵された使用済燃料は六ヶ所再処理工場に搬出する方針の下、同工場の長期利用を進めていくこと。この青森県を最終処分地にしないという約束を継承し、責任を持って最終処分の実現に向けた取組を加速することなど、各項目につきまして、政府といたしましてお答えをしたところでございます。

21ページ以降、高レベル放射性廃棄物の最終処分についての御説明になります。最終処分につきましては、2000年の法制定以降、公募により手を挙げていただく方式を採ってまいりましたが、一方で国が前面に立つという観点から、科学的特性マップの公表や地元の御理解の状況を踏まえた国からの申入れ、全国各地での説明会などを進めてきたところでございます。

22ページを御覧ください。2020年の11月に北海道の寿都町、神恵内村におきまして文献調査を開始してございましたけれども、その後、この調査の報告書につきまして専門家の評価も経まして、昨年11月に文献調査の報告書として公表いたしまして、この公告縦覧、説明会などのいわゆる法定プロセスを開始したところでございます。両町村と道内各地での説明会などをまさに現在進めているところでございます。

23ページを御覧ください。昨年5月に国から申入れを受けまして、佐賀県の玄海町でも文献調査を開始いたしました。現在、地域の皆様の最終処分事業について議論を深めていただくべく、対話の場の立ち上げということの準備を進めている状況でございます。

24ページ、25ページを御覧ください。これは最終処分の実現には何より地域の御理解が不可欠でございます。このため、まず調査自治体で地域の御理解を得るための対話の場づくりといったことを進めていくとともに、並行しまして、25ページにありますとおり、諸外国の例ですと10件程度の関心地域が出てきて、そこから順次絞り込みを行ってきたというようなことにも学びまして、更に多くの地域の方々に関心を持っていただくべく、国・NUMO・電力の合同チームによる全国行脚や対話型説明会などの活動を進めてございます。

以上、御説明いたしましたとおり、エネルギー安定供給の確保と脱炭素社会の実現に向けまして、最終処分を含む核燃料サイクルの確立、更には安全性確保を大前提とした原子力の最大限の利用というための取組を引き続きしっかりと実行してまいりたいと考えてございます。私からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

(2) 県内原子力施設の新規制基準適合性審査の対応状況等について

【坂本座長】

御説明ありがとうございました。続きまして4(2)の案件、県内原子力施設の新規制基準適合性審査の対応状況等について、各事業者から御説明をお願いいたします。委員の皆様からの御意見・御質問などにつきましては、説明後の意見交換等として一括してお受けしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは最初に日本原燃株式会社からお願いいたします。

【日本原燃(株)】

日本原燃の増田でございます。本日は私どもの新規制基準適合性審査対応状況について御説明する機会をいただき、ありがとうございます。委員の皆様、宮下知事をはじめ青森県御当局の皆様への弊社事業への御理解と御指導に御礼申し上げます。ありがとうございます。

説明に入る前に、まずお詫びを申し上げます。本年1月に再処理工場、MOX燃料工場、ウラン濃縮工場で設備故障や人身災害を相次いで発生させてしまいました。皆様に御心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。地域の皆様の信頼を損なうことのないよう、全社を挙げて再発防止に徹底してまいります。後ほど御説明させていただきます。それでは資料2-1に基づきまして御説明させていただきます。失礼ですが、ここからは着席させていただきます。まず2ページを御覧ください。本日、この目次に沿って御説明させていただきます。

3ページに移りますが、まず先ほどお詫び申し上げた設備故障と人身災害の発生状況についてです。1月20日、ウラン濃縮工場で基準値を超える汚染を発生させてしまいました。直ちに基準値以下に除染し、環境への影響もございませんでした。漏えいが発生した原因は塩ビ配管の繋ぎ目部分の接着剤の劣化と推定しております。今後、設備の適切な点検、交換頻度を定め、再発防止を図ってまいります。

4ページを御覧ください。1月27日、再処理工場にて排風機Bが故障し、予備機である排風機Aが自動起動しました。現場を確認したところ、排風機Bのモーターに煤の付着を確認しました。原因は軸受けベアリング部のグリスの充填不足と考えており、手順の見直し等対策を講ずるとともに他の排風機に対しても水平展開を図ってまいります。本件も環境への影響はございませんでした。

5ページを御覧ください。1月31日、MOX燃料工場の資機材倉庫にて、吊り上げていた7.4トンのグローブボックスを落下転倒させ、作業を行っていたうちの1人が挟まれ負傷する重篤な労働災害を発生させてしまいました。負傷した御本人と御家族にお詫び申し上げますとともに、皆様に御心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。申し訳ございません。原因は、吊り上げ治具の不良や作業エリアの安全確保を怠ったこと等と考えております。二度とこのような災害を起こさないように、再発防止を徹底してまいります。

6ページを御覧ください。ここから再処理の審査の状況等に移りますが、再処理工場は、昨年しゅん工目標を2026年度中に変更しました。度重なる変更により御心配をおかけして申し訳ございません。工程の変更にあたり審査への取組をこの表のように見直すこととしました。耐震設計では過去の設計に固執せず、最新データに基づいて地盤モデルを作成し、全ての耐震設計対象を再評価することとしました。構造設計等では安全上の要求事項に対する我々の設計の妥当性を合理的に説明できるよう、全ての条文について設計の考え方に立ち戻り、見直すこととしました。

また、説明の全体計画を策定し、進捗管理を徹底することとしました。7ページから、もう少し詳しく御説明します。まず耐震設計の見直しについてです。審査当初は左側の図のように地盤の特性から敷地を3分割した地盤の上に建物が建っているとして評価を行ってまいりました。しかし、安全性の追求と審査での説明性の向上から、敷地全体の地質特性をよりきめ細かく設定した地盤に変更した方がよいと判断し、右の図のように敷地を10分割した地盤を設定し、このモデルに基づき入力地震動を作り直すこととしました。

8ページを御覧ください。次に構造設計等の見直しについてですが、再処理工場は設備数が膨大なことから、要求事項ごとに対象となる設備を選定し、代表で説明することで審査を合理的に進めようと考えていました。しかし、既存の設計結果の説明に終始し、規則要求を設計に反映するプロセスを合理的に説明することができなかったことから、全ての条文について設計の考え方に立ち戻り説明性の向上を図ることとしました。

9ページを御覧ください。次にしゅん工に向けた主な工程ですが、審査は今、申し上げた点を踏

まえ、1年半の期間を見込みました。検査には図内①の重大事故等対処訓練に用いる設備の検査や訓練に6か月、次に②のガラス溶融炉検査と③の海洋放出管切り離し工事を合わせて3か月の期間を見込みまして、しゅん工目標を2026年度中としました。

10ページで、検査、工事についてもう少し御説明しますと。重大事故等対処訓練では、再処理工場で想定している臨界、蒸発乾固、水素爆発のような事故を想定し訓練を行います。これに6か月を想定しました。次にガラス溶融炉検査ではガラスが流下できること、所定重量で停止できること等を確認します。海洋放出管切り離し工事では、環境への放出量を一元管理することが重要だと考え工事を行います。この検査等工事へ3か月を想定しました。

11ページを御覧ください。MOX燃料工場も再処理工場と同様、審査に時間を要していることから、新たなしゅん工目標を2027年度中と変更しました。MOXでは設工認審査を4回に分けて実施しており、全体で2026年5月まで、検査・工事は再処理工場との接続工事や訓練等の期間から、再処理工場のしゅん工後、約1年と見込み、しゅん工目標を2027年度中としました。引き続き、計画どおりのしゅん工に向けて着実に対応してまいります。

12ページを御覧ください。再処理工場を計画どおりしゅん工させるための取組について御説明します。これまでプロジェクトマネージャの配置など体制強化を行い取組を改善してまいりましたが、昨年、設計と工事を整合させ、設計から工事までの期間を短縮させることを目的として、新たに設計・工事推進タスクフォースを設置し、更に取組を強化しております。今後も必要に応じ、こういった取組を行いながらしゅん工目標をしっかりと守ってまいります。

13ページを御覧ください。続いて進捗管理と情報発信について御説明します。審査における今までの反省から、説明の全体計画をしっかりと策定し、原子力規制庁と共通認識を持って進めるとともに、県民の皆様にも共有させていただきながら、進捗をしっかりと管理することを徹底することとしました。またこの内容をホームページでも公表しておりますので、御覧いただければ幸いです。

14ページを御覧ください。現在の現場の様子でございますが、先ほど御説明したような労働災害を起こさないよう、工事を安全最優先で進めてまいります。

15ページを御覧ください。続いて濃縮・埋設施設について報告します。ウラン濃縮工場は、現在、表の①、②の合計150トンがしゅん工しています。今後、③、④のしゅん工、生産に向け、審査対応や工事を進めてまいります。引き続き国内唯一のウラン濃縮工場を当社と協力会社が一体となって将来にわたり安全に運転を続けることで、日本のエネルギーセキュリティに貢献していきたいと考えています。

16ページを御覧ください。廃棄物埋設センターは1992年の運転開始以降、毎年、原子力発電所で発生した廃棄体を安全最優先に埋設しており、来月には3号埋設施設が操業を開始する予定です。

17ページを御覧ください。このページは令和7年度の原子力発電所からの使用済燃料の受入れ量等を示していますが、使用済燃料の受入れ量、再処理量ともに0トンです。

18ページは、この内容を本年1月30日に原子力規制委員会に届け出た書類でございます。

19ページを御覧ください。全体まとめますと、当社は設備故障や労働災害を二度と発生させないよう、再発防止を徹底していくとともに、安全を最優先にオールジャパン体制でしゅん工に向けて取り組んでまいります。また当社事業は地域の皆様の信頼と支えがあってこそ成り立っているということを忘れることなく、一日も早いしゅん工、操業を目指し、全力で取り組んでまいります。

日本原燃からは以上です。ありがとうございました。

【坂本座長】

次に東北電力株式会社、お願いいたします。

【東北電力（株）】

東北電力の金澤でございます。本日は貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。早速ですが、資料の説明の方に移りたいと思います。着座にて失礼いたします。

資料2-2の右肩1ページを御覧ください。まず地震・津波につきましては、昨年の審査会合におきまして概ね妥当との評価をいただいております。現在、火山の影響評価に関する審査対応を実施しております。プラント審査に向けましては、基準地震動や基準津波の評価結果、更に審査で得られた知見を安全対策等の設備設計に反映する必要がございます。中でも発生確率が極めて小さいものの発電所への影響が大きい津波、我々、これをPRA津波と呼んでおりますが、このPRA津波に対する対策、それから審査や工事の影響などについて詳細な評価が必要でございます。

こうした状況から、プラント審査や審査結果を反映した安全対策工事に関する明確なスケジュール想定が困難と考えまして、昨年4月に安全対策工事の完了時期を見直すことといたしました。安全対策工事の完了時期につきましては、プラント審査の準備が整い、今後の見通しが得られた段階で公表させていただきたいと考えており、プラント審査の準備には今年の9月頃まで要すると見込んでございます。

次に2ページを御覧ください。基準地震動 S_s の策定につきましては、昨年の3月の審査会合におきまして概ね妥当との評価をいただいております。また昨年8月の審査会合におきまして、年超過確率の参照を説明しまして、地震全般に関する審査については概ね妥当との評価をいただいております。

3ページを御覧ください。基準津波の策定につきましては、昨年2月の審査会合におきまして基準津波を11.7mから12.1mへ見直すことを説明しまして、概ね妥当との評価をいただきました。また年超過確率の参照及び砂移動評価について説明し、これらが終わりました津波全般に係る審査については概ね妥当との評価をいただいております。

4ページを御覧ください。プラント審査に向けましては、先行他社や当社女川2号機の審査実績、こういったことを踏まえまして確率論的リスク評価、追加対策設備の配置・仕様、それから安全対策の有効性評価、こういった一連のシビアアクシデント対策につきまして検討を進めております。また、PRA津波に関する検討と並行いたしまして、更なる安全性の観点から敷地を造成し、基準津波に対する裕度の積み増し、こういったものを検討している状況でございます。

5ページを御覧ください。安全対策につきましては、万一の事故の際に進展に応じた対策を講じる深層防護等、対策に二重三重に厚み加えることを基本的な考えとして、設備、それから運用の両面から様々な安全対策に取り組んでおります。

6ページから9ページは説明を割愛させていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後の10ページを御覧ください。東通原子力発電所におきましては、一日も早い再稼働に向けまして新規制基準適合性審査への対応や安全対策工事に全力を挙げて取り組んでおりまして、東通原子力発電所のより一層の安全性、それから信頼性向上に努めております。説明は以上でございます。

す。

【坂本座長】

続きましてリサイクル燃料貯蔵株式会社をお願いいたします。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

リサイクル燃料貯蔵株式会社、高橋でございます。委員の皆様には日頃より弊社事業に格別の御理解を賜りまして、誠にありがとうございます。お蔭様で弊社、昨年11月6日に原子力規制委員会から使用前確認書を受領し、事業開始となりました。委員の皆様のごこれまでの御指導に関しまして、改めて御礼申し上げます。

それでは資料2-3に基づきまして、直近の取組について御説明させていただきます。すみません、ここからは着座にて御説明させていただきます。目次の次、1ページ目を御覧ください。こちらは昨年実施いたしました安全協定締結に向けた各種説明会等の状況につきまして記載してございます。安全協定締結までに計16回開催してございまして、原子力政策懇話会におきましても6月6日に説明の方をさせていただいた後に、6月17日に御質問等に対する回答をさせていただいております。その後、8月9日に青森県、むつ市と、8月20日に隣接5町村と安全協定の締結の方をさせていただいております。

2ページ目を御覧ください。9月26日に東京電力ホールディングスから金属キャスク1基の受入れをした時の状況でございます。この後、最終の使用前事業者検査を行いまして、11月6日に事業を開始となっております。

続きまして3ページ目と4ページ目を御覧ください。こちらにつきましては、6月の原子力政策懇話会の際に御意見を頂戴いたしました情報公開について若干触れております。当社のホームページで適宜情報公開の方をさせていただいております。4ページ目にはホームページ上でのモニタリングポストでの測定値、こちら10分毎という形での計測の状況を、現在公表させていただいているものを掲載してございます。

5ページ目を御覧ください。こちら日本原子力発電用の2タイプの金属キャスク、こちらにつきまして昨年12月23日に設工認の認可をいただいております。今年から製造の方を開始する予定となっております。

6ページを御覧ください。来年度分の使用済燃料の受入計画を記載してございます。東京電力ホールディングスから下期に2基受入れる計画となっております。また当該数量につきましては、安全協定に基づく報告対象となっております。

次の7ページ目につきましては、1月31日に原子力規制委員会に提出した貯蔵計画を参考として添付してございます。細かくて恐縮ですが、2025年度に2基、26年度に5基、2027年度に7基を予定してございまして、2027年度には初めて日本原子力発電から金属キャスクを搬入する計画となっております。

8ページを御覧ください。こちら、主な地域貢献活動について記載してございます。引き続き地域貢献活動にも努めてまいりたいと考えてございます。

終わりに、弊社は、引き続き安全を最優先に事業に取り組むとともに、事業の透明性を高め、地域に根差した事業運営に努めてまいりますので、今後とも御指導のほど、よろしく願いいたします。以上でございます。

【坂本座長】

続きまして電源開発株式会社をお願いいたします。

【電源開発（株）】

電源開発の萩原でございます。本日はこのような説明の機会をいただき、ありがとうございます。それでは着座させて説明をさせていただきます。まず最初に、本日は審査の様子を説明の中心とさせていただきますので、7ページまで飛んでいただきたいと思います。

昨年の9月ですが、2024年後半としていた安全強化対策工事の開始時期について未定とさせていただきます、新たな工事開始時期については審査の進捗によりますが、可能な限り早めにお示しいたいというような御報告をさせていただくとともに、2029年後半に工事終了させたいと、このような報告をさせていただいたところでございます。

8ページを御覧ください。適合性審査の対応状況です。審査は大きく分けて地震・津波の審査とプラント施設の審査がありまして、地震・津波の審査が一定程度進んだところでプラント審査に移ると、このようなことになっております。

青い▽印で示したのは現在の進捗しているところでございます。現在、審議中となっている主な案件は赤で示しておりますが、大間崎付近の隆起を考慮して想定する地震動と、シームS-11、この2つでございます。

9ページ目を御覧ください。地震動の審査項目です。右の箱に示した5つの審議項目のうち、4つは終了しておりまして、先ほど申した大間崎付近の隆起を考慮して想定する地震動のみとなっております。

10ページ目を御覧ください。敷地の地質・地質構造の審査ですが、ここで課題となっているのが、先ほど申し上げましたシームということで、このシームの審査は4段階で評価するということになっておりまして、現在、3段階の審査中でございます。

11ページを御覧ください。津波の審査です。昨年11月に基準津波について概ね妥当というような評価をいただいたところでございます。当面、目標としているのはプラント審査への移行ということでございますので、こちらに向けての資料の準備も整っているところであります。今後とも適合性審査にしっかり対応して、プロジェクトを一日も早く進めていきたいと、このように考えております。以上で説明を終わります。

【坂本座長】

最後に東京電力ホールディングス株式会社をお願いいたします。

【東京電力ホールディングス（株）】

東京電力の宗でございます。原子力政策懇話会の委員の皆様におかれましては、平素から当社事業に対し格別の御理解と御指導を賜り、誠にありがとうございます。また本日はこのような機会をいただき、改めて感謝を申し上げます。それでは資料2-5に基づきまして、当社の東通発電所1号機の状況などにつきまして御説明をさせていただきます。恐縮ですが、以降は着座にて失礼します。

まず1ページを御覧ください。御案内と思っておりますけれども、当社、東通発電所の計画概要です。ABWR2機の建設を計画しておりまして、2011年1月に1号機を着工しましたが、その後の

福島第一発電所の事故以降、建設工事を見合わせているという状況にあります。

それでは2ページを御覧ください。これは建設エリアの今の現場の状況を上から見たものです。説明は割愛させていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは3ページを御覧ください。今後、想定している運転開始までの主な工程となります。真ん中の図を御覧いただきたいと思います。他のプラントと同様、まず原子炉設置変更許可の申請を受け、その後、設工認、すなわち設計及び工事計画認可の審査を受ける予定としております。第1回の設工認の認可後に本格工事を再開し、下の写真に示すようなステップを踏んで、使用前事業者検査、国の使用前確認を受けた上で運転開始となります。現在は左の赤い矢印の部分で、申請の前段階として基本設計の検討と設置変更許可の申請準備を精力的に行っているというところになります。

それでは4ページを御覧ください。我々、新規制基準への適合はもとより、より安全性に優れたプラントの設計などに必要な材料を収集すべく、これまで数年にわたり地質調査を実施し、設計の検討や配置計画などの詳細を今、進めているところであります。引き続き、こうした諸準備、全力を尽くし、かなり詰め段階まで来ておりますので、少しでも早く建設の見通しをお示しし、早期の建設工事再開を実現してまいりたいと考えております。

それでは5ページを御覧ください。当社、2019年7月、本社機能を現地に移転をし、青森事業本部を設置しました。これまで計画的に体制の増強を図ってきておりますけれども、今後、事業の進展にともない更なる強化が必要と考えておりますので、本社機能であるヘッドオフィスの事務所や社宅などの建設を、今、進めております。

6ページを御覧ください。それらの施設の概要です。それらの施設、今年中の運用開始を目指して、今、建設を進めているところです。社宅となる住居、交流施設、地域の皆様にも御利用いただける食堂やコインランドリーなども配置をし、地域の方々の利便性向上ですとかコミュニティの活性化につなげることもできればというふうに考えて、今、建設を進めているところです。

それでは7ページを御覧ください。最後になりますけれども、東通発電所、長期的な視点で国民生活を下支えし続ける電源として、当社にとって重要かつ必要不可欠な発電所であります。今後も安全最優先で原子力事業をしっかりと進めるとともに、青森県におかれての共創会議において取りまとめられた工程表の実現に向けて、地元自治体や地域の皆様との対話を重ね、地域の信頼を第一に取り組んでまいりますので、引き続きの御指導と御鞭撻をお願いいたします。私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

5 意見交換等

【坂本座長】

御説明、ありがとうございました。それでは意見交換に入りたいと思います。意見・質問の順番につきましては資料3に沿って進めたいと思います。なお、今回は事前にいただいた御意見・御質問に対しまして回答を載せていますので、委員の皆様はその内容を踏まえて御意見・御質問をしていただくようお願いいたします。また、回答者の方々におかれましては、私の進行に従って簡潔明瞭に回答するよう、どうぞよろしくをお願いいたします。それでは倉橋委員から、回答内容を踏まえて御意見・御質問をお願いいたします。

【倉橋委員】

それでは一つ、経済界といたしまして一つ発言したいなと思っております。核燃料サイクル及び原子力政策については、これまで地元の理解を得ながら進められてきていると思っております。しかしながら、進捗状況が非常に遅れているということを確認しているところでございます。安全性はもとより、規制のための規制ではなくして、時間軸や経済性、その観点からも重要ではないかと考えております。

我が国はものづくり産業を中心として発展した国であります。エネルギーコストの上昇、更にはこのエネルギーの安定性、これが国際競争力を弱め、ひいては衰退への一步を辿るのではないかと危惧しているところでございます。事業者と原子力規制委員会は一層のコミュニケーションを図っていただき、そして審査を早めるよう努力していただけるよう、一つよろしく願いいたします。私からは以上であります。

【坂本座長】

それではただ今の御意見・御質問に対しまして、資源エネルギー庁から何かございますか。

【資源エネルギー庁】

資源エネルギー庁でございます。私どもエネルギー政策、それから原子力事業、原子力政策を所管する立場から御回答を申し上げます。一番最初に御指摘のとおり、この進捗が遅れているということにつきましては、私どもも、これは正面から受け止めて、真摯にかつ重く受け止めなければならぬというふうに考えてございまして、今回、昨日閣議決定しましたエネルギー基本計画にもその旨はつきりと明記をいたしました。

その上で、この27回目の工程の見直しにあたりまして、これは事業者だけでなく産業界全体と、私どもも一緒に入りまして、これは何が悪かったのかという議論を重ねてまいりました。その審査の長期化ということについての原因としては、やはり御指摘のところ、まさにきちんとコミュニケーションをしてこれでおらず、審査における課題の把握ができていなかった。また、この進捗管理というところにも課題があったことが大きな課題であったと理解いたしまして、それに対応するために、この審査の説明の全体計画というものを作ろうということで取り組んできたところでございます。

御指摘のように、厳格な規制をされるという規制委員会としっかりとコミュニケーションをとっていく。表の場で透明性のあるコミュニケーションをとっていくために、事業者及びこのエネルギー政策の立場からできることとして、このコミュニケーションのためのまずツール、すなわち科学的・技術的に根拠を示して、透明性ある形でどう進めていくのかという審査を受ける事業者側からの考え、予定というものをしっかりと共有していく。それによって論点やこちらの考える進め方に対して、規制側からもしもお考えがあるならば、それをしっかりとコミュニケーション、表の場できちっとコミュニケーションしながら、そこの認識の齟齬がないかということを確認しながら進めていくことが重要ではないかということの考えに至ったということでございます。

こういったことをやっていくためには、下支えとしまして、しっかりと課題を分析し、それに対応していくという膨大な計画を立てながら進めていくことが必要でございます。このためには、この審査対応について豊富な知見、経験を有する人材が必要というようなことで、これまでの発電炉での再稼働で審査経験を有する電力、メーカーからの人員の応援というようなことも、私どもからも

直接産業界全体にお願いをしながら体制の強化ということをやってまいりました。

こういった、しっかりと下支えというようなことをしつつ、今後もしっかり事業者側から必要なコミュニケーションを図っていく取組、国と産業界が一体となってしっかりと進めていきたいと考えております。以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。原子力規制庁いかがでしょうか。

【原子力規制庁】

原子力規制庁の服部でございます。原子力の安全の追求に妥協が許されないというのが審査の大前提でありまして、審査では規制側と事業者側の双方が納得のいくまで議論することが不可欠でございます。その上で、原子力規制委員会としては、例えば日本原燃六ヶ所再処理施設の審査対象設備が膨大であることなどを踏まえまして、設工認申請を受ける前に予め審査方針を示したことに加え、審査会合における合意事項などをその都度、文書で整理することとするなど、規制資源を有効に活用しつつ、審査を厳正に行うための工夫をしております。

引き続き審査プロセスの改善を継続的に行い、公開の会合の場で審査に関わる論点などについて事業者とコミュニケーションを図りつつ、厳正に審査を行ってまいります。以上でございます。

【坂本座長】

倉橋委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは次に稲垣委員、お願いいたします。

【稲垣委員】

稲垣でございます。私の方からは何件か質問、コメントをさせていただきますが、多くは言葉の使い方に関する質問、コメントでございます。

これは私の個人的な感想でしかありませんが、最近の日本人、特に私自身を含めた技術系、理系の人間は言葉の使い方が雑になってきているように感じる今日この頃です。ここで我々が議論すべき原子力事業というのは非常に長期にわたる事業、発電所も再処理施設も、あるいは廃棄物の最終処分も、いずれも計画から操業廃止まで100年以上かかる長期にわたる事業になります。そういう長期の事業において、最後まで残るのは文章として書かれた言葉だけになります。今回御説明いただいた資料が100年残るかどうかは分かりませんが、仮に残ったとして、「100年後の人々が読んだ時にその意味がきちんと正確に理解できるような言葉と文章を書く」ということを常に意識して、どのような種類の資料についても正確、適切でかつ分かり易い言葉を丁寧に選択していくという作業が必要であり、重要ではないかと考える次第です。私が今、指摘させていただいた言葉の使い方の問題は、実際には大きな問題ではないと考える方も多数いらっしゃると思いますが、現在の日本の問題の多くは、実はこの日本語の曖昧さに起因するところが大きな要因になっているのではないかと個人的に考える次第です。その上で具体的な質問をさせていただきます。

まず電気事業連合会からの御説明にあった資料1-2の9ページ、10ページ目でございます。このページには「最終処分は日本全体での議論が不可欠であり、対話活動、情報発信に取り組む」

ということを御説明いただいておりますが、その具体的な方法としまして、地域セミナーの開催、PRチラシ作成などが揚げられております。ここでセミナー、チラシにおいて最終処分の内容や意義を説明する際には、専門家だけではなくて一般の人を含む多くの方々が正確に理解できるように、難しい技術用語の使用は極力さけて、最終処分の本質、ここが難しいところだと思うのですが、その本質を平易な言葉で分かり易く説明するということが重要になるのではないかと考える次第です。また、原子力施設の立地地域と、もう一つ対極にある電力の大消費地である大都市圏で原子力事業についての認識の共有を進めていく上でも、その本質を平易な言葉で分かり易く説明することが重要になってくると思います。

以上のような観点から、これらの御説明で使う言葉、あるいは説明の仕方、順序等について連合会の方で御検討されていることがありましたら御紹介いただければと思います。まずは一つ目のコメントでございます。

【坂本座長】

それでは電気事業連合会、お願いします。

【電気事業連合会】

ありがとうございます。電気事業連合会の藤本でございます。私ども電気事業連合会では、日々様々なPRを行っておりますが、その中ではチラシなどを制作する際に、読み手に応じて記載する内容を厳選したり、特に図を使ったり視覚に訴えると、そういったことにも工夫をいたしております。また、漫画形式での説明や専門的な用語には一般的な語句を用いた注釈を付けるなど、関心を持っていただける方々に少しでも分かり易い情報をという思いで作っているところでございます。近年、特に力を入れておりますのは、SNSなど自らが情報発信を主体としてお届けするもの、先ほどもちょっと御説明いたしましたけれども、ホームページの中でムービーを作成し、皆さんに馴染んでいただけるように工夫をする、そして旧ツイッター、Xでの発信を続けていく、そういったことが広く受け止めていただくためには必要なのではないかと考えているところでございます。

私ども業界の反省といたしまして、過去からいろいろ皆様に御説明をする時に社内の用語とか技術的すぎる用語を、自分たちは日頃分かっているものですから当然に使ってしまうということが往々にしてございました。そういった意味から、社内でもそういった言葉遣いを改めるようにということをやっとやってきておりますけれども、御覧になっていただきましてお気づきになる点等ございましたら、また御指摘をいただければと思います。

原子力、原子燃料サイクル、最終処分などの課題、そういった関心が立地地域のものに留まらず国民全体に広がるよう、引き続き全力を尽くしてまいりますので、どうぞ御指導御鞭撻を賜ればと思います。私からは以上でございます。

【坂本座長】

御意見、それから御回答、本当にありがとうございます。時間がだいぶ押してきておりまして、冒頭に私の方から申し上げましたように、既に事前に御意見・御質問、そしてそれに対する回答をいただいておりますので、それを踏まえた形で簡潔に御意見をおっしゃっていただいて、その上で回答者の皆様も簡潔明瞭に答えていただければと思いますので、どうぞ御協力のほど、よろしくお願いいたします。それでは稲垣委員、2つ目、よろしくようお願いいたします。1つ目の御質問はよろ

しいでしょうか。

【稲垣委員】

はい、結構です。ありがとうございました。2つ目、3つ目の質問、コメントでございます。これは先ほどの日本原燃株式会社からの御説明についてのコメントでございます。

まず1つ目、新しい資料ですと2-1の12ページになります。新たなしゅん工目標に向けた取組ということでございまして、これまでの体制を変更されてステアリングチームであるとかプロジェクトマネージャ、あと設計工事推進タスクフォースなどの新しい組織を設置されて、組織全体としての整合性を図るといって体制強化に取り組まれているということは非常に高く評価させていただきます。是非今後とも、こういう新しい実効的な組織を立ち上げて進めていただければと思います。

最後の質問、コメントでございます。これも最初のお話であります言葉の問題ですが、「オールジャパン」という言葉、これはその定義が明確でないことから使わない方がよろしいのではないかとコメントでございます。最終的な御判断は日本原燃の方に権限があると思いますが、使用されるいろいろな言葉の正確さと重要性を踏まえて、例えば「100年後の方が読んでもオールジャパンという言葉が分かるかどうか」ということも確認されて、是非、正確な言葉を選択して使っていただければと思います。以上です。

【坂本座長】

それでは日本原燃から2つお答えいただければと思います。

【日本原燃（株）】

承知しました。日本原燃の増田でございます。まずは1つ目、当社の体制強化の取組を御評価いただきまして、本当にありがとうございます。今後も審査、工事、検査等、効率的に進める工夫をしてしゅん工目標の達成に全力で取り組んでまいります。

2つ目いただいた言葉の使い方、特に私どものオールジャパンでございますが、稲垣委員が冒頭おっしゃった言葉の使い方、残るのは言葉だ、丁寧に選択せよというところはしっかりと承知をしているつもりでございます。ただ、我々のオールジャパンという言葉は、国内の原子力に携わる事業者、メーカー、ゼネコンなど、幅広い技術分野の知識、経験を有した関係者が心をつなげて結集して完成するんだという思いを込めて使っているものでございます。こういった思いをしっかりと込めてこれからも使いたいと思っております。是非、我々、このオールジャパンという言葉をしっかり定義して使っていくことにしたいと思いますので、御理解いただければと思います。以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございます。それでは次は占部委員、お願いいたします。

【占部委員】

それでは私の方からは2件ほど質問させていただきます。まず1件目は資料1-1に関するもので、再処理工場の長期利用に向けた検討課題というところに関するものです。安全・安定的な長期

利用に向けた検討課題として、運転期間に関する法令上の制限がないこと、それから着工後に設備メンテナンス事業者等が撤退する等の指摘がなされています。これらの課題とともに施設の設備の検査や保守・管理の体制などへの国の関与が重要だと考えます。発生する使用済燃料と再処理される燃料の量的バランスはどうか、また設備の長期にわたる健全性維持のために、国として今後どのような検討がなされるのか等について、一部については先ほど御説明をいただきましたけれども、追加して御説明をいただければと思います。これ1件目です。

2件目についてですが、これも同じく再処理工場に関するもので、耐震設計及び構造設計の見直しが行なわれたということに関するものです。再処理工場及びMOX燃料工場の新たなしゅん工目標の変更後の説明の中で、耐震設計については地盤モデルの変更が、構造設計では設計の考え方を見直すことが述べられています。これらは大変重要な変更であり、単なる説明性の問題ではなく、設置変更の基本に関わる課題ではないかと思えます。例えば後者の構造設計について安全性の観点からはどのような見直しになるのか、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【坂本座長】

それでは、1点目は日本原燃と資源エネルギー庁から、2つ目は日本原燃ということで、日本原燃の方から2つ一緒にお答えしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【日本原燃（株）】

承知しました。日本原燃、増田でございます。今、占部委員から御質問いただいた、まず燃料の量的バランスの件でございますが、原子燃料サイクルをしっかりと回すには原子力発電所の使用済燃料の発生量があって、再処理工場にそれをどれだけ受けて、どれだけ再処理して、どれだけMOX燃料を作って、原子力発電所でそのMOX燃料をまた使うという、それがぐるっとしっかりと回るのか、量的に整合がとれるのかが重要だと思っています。この整合をとるための仕組みとしては、国が認可する使用済燃料再処理等実施中期計画がございますので、そこに則ってやっていく。それを国、電力、そして当社、それぞれがしっかりと役割を果たしていくということが重要だと思えます。特に我々が滞ってしまったらバランスが崩れますので、そうならないようにしっかりと運転を続けてまいりたいと思っています。

次に施設の健全性の維持についてですが、これはおっしゃるとおり、これから長い間運転するに伴っていろいろ考えなくてはならないことがあるというのはおっしゃるとおりでございます。今、我々だけでなく原子力発電所も同じなんです、全ての設備に対してどういうふうに設備を保全していくかというプログラムは出来ています。そのプログラムに則って計画的に保守管理して、もしそこで故障が起こるようなことがあれば、その故障がなぜ起こったのかもまた点検の内容に含めていくということで、改善を続けていくということを繰り返してまいります。そうすることで、徐々に継続的に信頼性の向上した保全につながっていくと思っています。それをやりながら技術の進歩も踏まえて入れていくことが必要だと思えます。これを委員御指摘の、国がどう確認しているのかというところなんです、我々、これを毎年定期事業者検査という形で自分たちが行った結果を国にも確認いただくことになっておりますので、そこでしっかりと我々の安全を担保できるのではないかと考えています。

続きまして設計の考え方の見直しの件、次の6番目の質問の方にまいります。構造設計見直しの観点の1つ例をあげますと、元々、我々万が一の事故時に尾駸沼から水を採るということを考え

てルートを考えていました。ただ、そこは土砂崩れが起こって通行不能になっても重機で復旧して制限時間内にルートが使用可能になればいいでしょうというのがそもそもの我々の考え方であります。ところが、やはりそれだとどういふ事故の時は間に合う、どういふ事故だったら何分かかるといふのが非常に複雑になってきますし、それを一つひとつ説明するのは非常に無駄が多いと考えまして、それよりはまずは我々のルートの周りの斜面をきちんと切り開いてしまって、土砂崩れを起こらないようにしてしまう、そういう設計にした方が安全性はより増すというふうを考えて、今までは正直言って経済的な面も考えながら、これで大丈夫だといふ設計をして説明をして規制を通そうと思っていたところを、もっと踏み込んでそういうことは起こらない、これで十分設計上問題ないといふ設計ができましたといふのを説明する方が合理的に時間短く説明できると思い見直したといふものがあります。一つの例でございますが、そういったことをいろんなところに取り入れたのが今回の設計の考え方の見直しといふ言葉の意味でございます。日本原燃、以上でございます。

【坂本座長】

それでは1件目につきまして資源エネルギー庁から何かございませんでしょうか。

【資源エネルギー庁】

資源エネルギー庁といたしまして、先ほどお話のあった使用済燃料の再処理量と発生量のバランスでございますが、1年という単位では再処理等拠出金法に基づきまして、先ほど増田社長から御説明のあった形で確認をしておりますが、長期的な見通しで申し上げますと、先ほど御説明いたしましたように、今現在の状況で言いますと、発生量は長期的にも六ヶ所再処理工場の処理量を一定程度下回る、すなわち、今貯蔵中の使用済燃料についても、発生量に加えて順次再処理をしていくということで日本全体で今存在している量を減らしていけることが可能であると考えているのが、今の長期的な見通しでございます。

もう一つ、施設の健全性のためにということでございますけれども、ここは、まず日本原燃が原子力規制庁からの厳格な監視の下で行っていくといふのは、増田社長から御説明があったとおりですけれども、それに加えて国の立場で申し上げますと、例えば運転経験で先行しているフランスとの協力と、そういったところでは国としてもしっかり支えていける場所はあると思っております、まさにこれは官民一体でしっかりとこの中長期の課題ということに取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

【坂本座長】

占部委員、よろしいでしょうか。

【占部委員】

はい、ありがとうございます。特に長期運転に関しましては、事業者も含めてPDCAを確実に回すということを相互にチェックしあいながら、より安全性を高めていくということを努めていただければと思います。ありがとうございました。

【坂本座長】

次いきます。奥村委員、お願いいたします。5件ありますが、続けてお願いいたします。

【奥村委員】

最初に座長にお願いですが、7番、9番、11番は同じ質問ですので、最初に私が質問の趣旨を説明して、その後、7番、9番、11番、それぞれ答えていただいた後に私が一括してコメントをするという形でよろしいでしょうか。

【坂本座長】

はい。

【奥村委員】

この7番、9番、11番の能登半島地震について質問したのは、能登半島地震というのは予期されていなかった非常に規模の大きな地震、海岸線ごく近くにありながら地震本部もまだ海底の断層ということで評価をしていなかった。それが150キロにわたって動いて7.6規模の地震を起こした。なおかつ青森県に立地する原子力施設と非常によく似た環境にある志賀発電所のすぐ傍で起きたということもありまして、私の気持ちとしては、今日配付された資料の中に1項目この地震に鑑みてこのような対応をしたという報告をしていただきたかったなという気持ちがありましたので、この辺、質問をいたしました。

いただいているそれぞれ3件の御回答、大変対応を採られているということ、特にATENAが変圧器の問題も含めて技術的な対応を進めて、事業者がそれを共有していることもよく分かり、御回答ありがとうございました。海岸隆起についても、御説明いただいたようにそれぞれの発電所のある場所では地震性の数mにわたる隆起は起こりにくいだろうということも、これまでの評価や審査の結果から見て納得できるものかと思えます。そのようなことですが、それぞれの事業者から、もし強調しておきたいこと、念を押しておきたいことがあれば御説明をいただけるとありがたいです。

【坂本座長】

はい、今、御意見がありましたけれども、既に回答をいただいているものもございまして、特に今の話を受けて改めてお話ししたいことがあれば各担当者の方からお願いしたいと思います。まず7番です、日本原燃から。

【日本原燃（株）】

承知しました。日本原燃、増田でございます。今、お言葉をいただきました、資料に入れた方が良かったということは、申し訳ありません、確かにそうだったなと思っています。能登半島の地震の知見は、先ほど委員からおっしゃっていただいたようにATENAで集約しておりますので、全ての施設の対応が同じになっているのですが、我々のところでは、変圧器の油漏れの対応がしっかりできることが一番重要だと思って、そこを行ったところでございます。資料に入れずに申し訳ありませんでした。日本原燃は以上です。

【坂本座長】

その他に東北電力。

【東北電力（株）】

東北電力の金澤でございます。お世話になっております。今、原燃さんが言われたとおり、我々 A T E N A と色々な調査をしまして、ここに書いてあるとおり地震・津波については大きな知見はなかったというところがございます。我々が反映するような。

ただ一方で、設備については様々な志賀原子力発電所で変圧器が壊れたり、そういった事象がございましたので、我々としてもその対策を既に何点か採っております。資料にも書いてございますが、変圧器の油漏れがしてショートして壊れてしまったというところがありますので、そういう変圧器が壊れたらショートする前に電源を切るというような対策をもう整備しております。

さらに非常用ディーゼル発電機が地震後、震災後に起動したんですが、それが試運転の時に止まってしまったというところがあります。それも運用上、不備があったようなので、その運用上の不備をしないような対策、これも我々取り入れて、これも手順書に書いているということも既に行っていますし、そういったところをしっかりとやって、同じような事象がないようにしていきたいと思っています。以上でございます。

【坂本座長】

電源開発、何かございますか。

【電源開発（株）】

電源開発の方でも、今、東北電力の方で御説明あったように原子力エネルギー協議会というところ、A T E N A というところで共通的に、こういうところは注意しましょうねということをチェックしたところ、当社は予備変圧器に少し弱いところがあったので、その予備品をしっかりとキープする、こういうことなどの対策を立てて、それを公表しているところであります。

それから隆起についてですけれど、先ほど説明しましたように、大間崎付近の隆起に基づく地震動の今、審査をしているということで、能登半島の隆起と同じではないかと思われるところがあると思うのですが、能登半島の隆起はある時期に瞬時に4 m、5 mを隆起したということですが、大間が今、審査を受けている隆起というのは1千年に20 cm、30 cm、これくらいの隆起があるので、その隆起の源はどういうことなのかという審査を受けているということで、規模、それから期間、この両方がだいぶ桁が違う中での審査ということです。同じ隆起という言葉が使われているので、少し混乱というか、同じものなのかなと思われたかもしれませんが、そういう根本的な違いがございます。以上でございます。

【坂本座長】

奥村委員、いかがでしょうか。あと2つあるわけですね。

【奥村委員】

はい、一言だけ。ありがとうございます。我々懇話会も先月、志賀発電所を視察して、今の説明された内容が北陸電力、それから全電力で共有されていること、よく分かりました。

2つだけ言っておきたいのは、この能登の地震、現在、志賀の審査が進行中で、そこで想定していた長さを相当上回るものであったということで、我々、事業者の方は非常に丁寧に詳しい調査をして、震源断層を明らかにされている。しかし、それを上回るような地震もまだ起こり得る、これを是非教訓として活かしてほしいということと、あとは海岸隆起に関しては、研究者の中にも大陸棚外縁断層であるとか六ヶ所断層であるとか、あるいは大間崎北方の断層であるとか、そういう主張をまだ根強くしている人もいて、一般の方々の中には、果たして何が真実なのか分からないという状況もある中ですので、このような丁寧な説明というのは極めて重要だと思います。よろしくお願ひします。

【坂本座長】

よろしいでしょうか。それでは次にいきたいんですけども、次はオンラインの柿沼委員にお願いをしたいんですけども。既に資料3に書かれている内容は、後でもうお読みいただいているものとして、改めてここで御意見とかいただけるものについて御質問に答えてもらえるような形にしたいなと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【柿沼委員】

よろしくお願ひします。既に質問については回答をいただいておりますが、13番の回答に対してコメントという形で言わせていただきたいと思います。

再処理工場については運転期間の制限を設けないということが法律で決まっているということが御回答でした。そういうものが設定されていることは分かりました。再処理工場ができてもうかなり時間が経っているという状況で1月には劣化というか、いろんな部分で不具合が出てきているようなこともあるようですので、点検とか、あるいは運転期間の制限とか、そういうものを見直しというのも、状況に合わせて是非検討して行ってほしいということだけ付け加えさせていただければと思います。

【坂本座長】

ただ今の御意見に対しまして、資源エネルギー庁、お願ひいたします。

【資源エネルギー庁】

では今、御指摘の点ですけれども、まずこの原子力発電所の運転期間の制限というところでございますが、これにつきまして原子力規制委員会から見解が出されておりました、これについては安全性の観点からの規制ではなくて、これは利用の定めである、すなわち原子力をどれだけ、どう利用するのかという利用政策の観点の規制であるというようなことで見解が出されています。

これを踏まえて、2023年の脱炭素電源法の過程でもこれは議論して、これは純粋に利用政策の観点から引き続きこの規制というものを利用側の法律である電気事業法の中でおくという判断がこの法改正の中で行われたものでありまして、これは安全の確保という観点とは関係のない規制であります。

そうした中で、再処理につきましても、原子力の施設全てそうですけれども、これについては原子力規制委員会で、これは原子炉等規制法に基づく検査ということは常に厳格に行われていると承知しております、この期間に関わらず何らか安全上の問題、劣化などというものがあるのであれ

ば、それはもう年数に関わらず、これは運転ができない、そこをしっかりと事業者として対応し、きちんと規制委員会の確認を受けるということをしなければ運転できないという制度、これによって安全ということがしっかりと、必要な安全性というのが確保されていると承知しております。以上でございます。

【坂本座長】

柿沼委員、よろしいでしょうか。

【柿沼委員】

ありがとうございました。期間というのは安全性の制限ではないということを再確認いたしました。今後とも安全第一に進めていただければと思います。ありがとうございました。

【坂本座長】

ありがとうございました。それでは、次に佐藤委員お願いいたします。

【佐藤委員】

それでは佐藤の方から。既に質問を書かせていただいて回答をいただいているのですが、質問については端的に申し上げると、今の車社会を支えている石油や天然ガス、こういうものは億年という単位で油田の中に、あるいはガス田の中に封じ込められてきたわけなのです。使い終わった後の部分を活用してCCS（二酸化炭素回収・貯留）技術開発が脱炭素社会に向けて選択肢の一つとして研究開発されていると思うんです。そういう技術分野と、それから一方で原子力の中でのバックエンドの一分野として、高レベルの放射性廃棄物の処分技術、この技術ではCCSにおいてキャップロックとして例えば粘土が重要な役割を果たしていることから粘土が用いられている。

アプローチの仕方としては高レベル放射性廃棄物の方は工学的なのですが、CCSの方はもう本当に地質学的時間スケールでの話。この2つの分野が、アプローチの仕方、それから年代にわたっても時の長さについても大きく違うので、互いが理解し合えることになるかと非常に良いのではないかと考え、御質問をさせていただいて、回答を得たわけでございます。その回答の中で紹介された地層処分分野における他分野の専門家とのグループワークというような記述がありますけれども、これはこれで大切な取組と受け止めさせていただきました。

しかし一方で、こうやって異分野が本当に統合化して、それでうまく事が前に進んでいくためには、核燃料サイクルのそれぞれの分野がそうなのですけれども、異分野を互いに理解しなくてはならないわけです。ただ、なかなかお互いの理解というのができなくて、そうしてそれぞれの分野で研究開発とか課題の優先順位が全てきちっと決まっているんですが、トータルな中でなかなか課題の優先順位や意味づけが決まらない。それで結局、例えば今、再処理の分野で、再処理と廃棄物処分、再処理と高レベル廃液のガラス固化といったような分野で困難な状況に直面している背景の一つは、過去において、そういう異分野、具体的には燃料サイクルの上流側と、それから燃料サイクルの下流側で状況をうまく理解ができなかったために、それが尾を引いていろいろと困難にぶつかっているというようなところがあります。こういうことにきちんと対応できる仕組み作りを、是非、連携をより深めるといいますか、そういうことでお願いできたらと思っております。以上です。

【坂本座長】

何かコメントございますでしょうか。

【資源エネルギー庁】

佐藤先生、御指摘誠にありがとうございます。私も原子力担当をさせていただいて、今のポジションの前にもやっております6年目ぐらいになりますけれども、その間でも御指摘のような異分野の間での連携の難しさというのは非常に感じるところでして、この最終処分のみならず再処理の審査対応、原子力発電所再稼働の審査対応でもそうですし、それは理学の世界と工学の世界、それから工学の中でも、いわゆる土建と機械、化学と物理、もう何でもそこについての間の難しさ、そこをつなぐということについては私自身もそれを意識しながら、どう乗り越えていくかということはずっと議論してきたというところでもあります。私ども経産省の中にも、例えば産総研とか、NUMOにも専門家がいますけれど、産総研にたくさん理学系の専門家もいらっやあって、そういうところと我々役所のレベルでも何とかうまく交流、意見交換、知見を学ぶというような取組もやっておりますし、御指摘の点、しっかりと意識しながら今後とも進めてまいりたいと思います。御指摘、ありがとうございます。

【坂本座長】

佐藤委員、よろしいでしょうか。

【佐藤委員】

すみません、米国では、ナショナルアカデミーオブサイエンスであるとかナショナルリサーチカウンスルだとか、そういう機関があって、いろいろな分野から専門家が出向して何年間にもわたって出向先で異分野の方々が連携して検討している例があると思うので、そういう取り組みを続けるとだいぶ新たな展開になり、将来に戦略的に備えることができると思うので、是非よろしく願いを申し上げます。

【坂本座長】

ありがとうございました。続きまして白濱委員、お願いいたします。

【白濱委員】

すみません、何かだいぶ時間がないようですが、18番のところ、上の部分、耐用年数を伺いたいということがございます。また設備メンテナンスを担う事業者や取替用部品メーカーの一部撤退が発生して、長期利用に向けた課題が生じているとありました。撤退の理由は何なのかを知りたいと思います。更に撤退によって部品不足になることはないのでしょうか。極端なことを言えば、部品不足により工場の操業停止になることはないのか気になります。新しく設備メンテナンスをする業者やメーカーが決まったとして、業者やメーカー側の作業員の技術力や経験、知識不足などの低下により事故やトラブルにつながらないことを願っております。

それからむつ中間貯蔵施設の事業開始にあたりまして、柏崎刈羽原子力発電所から使用済燃料が1基搬入されました。今年は2基、来年は5基、更に27年には7基搬入されるとあります。事業運営がトラブルなく順調に進むことを願っております。

それから文献調査に関してですが、なかなか進まない、決まらない最終処分地決定ですが、最近では頻繁に起こる自然災害の多さ、特に大地震や豪雨に土砂崩れと地形が変わるほどの被害が出ています。私は地層処分に関する勉強会に参加したり地層処分の研究センターを見学して地層処分に関しては理解しているつもりです。それでも時として地層処分できる場所が見つかるのだろうか心配になります。勉強していても不安になるのですから、一般の方たちはなかなか簡単には納得しないのも理解できます。全国的な理解促進活動が開催されておりますが、今までにどんな成果があったのか、また何か感じられていることがあるのか、教えていただけるなら知りたいと思います。

それから原子力に関する理解促進に取って付け加えさせていただきますが、地層処分に関するだけでなく、青森県でも原子力に関する理解促進のための説明会を各市町村で開催しております。近隣の市町村での開催には知人を誘ったりして都合がつく限り参加していますが、開催している地域住民の参加者があまりにも少なくてガッカリしています。私が思っているより様々なことを想定して開催しているとは思いますが、強制的な誘いにならないように配慮しつつ、町内会開催や商工会議所、各団体なども含め、少しでも一般住民に参加してもらえるようにできないものだろうかといつも思います。一般の人が興味を持つ内容のお知らせで参加するとお得感がある何かを考えてはどうでしょうか。子どもたちや学生を対象とした活動も行われているようですが、子どもが参加することで親がついてくる、このようなことでも広がり大きくできると思っています。立地地域ではお祭りやイベントブースを出して広報活動をされておりますが、弘前など離れている地域ではなかなかそのようなこともありません。一般の人は原子力という言葉に触れることもほぼありません。原子力関連の報告や通信など、あまり見ていないようです。原子力という言葉に嫌悪感を持たないようにできたらいいなと個人的に思っております。

それから東通発電所が長期的な視点で国民生活を支えし続ける電源として重要で不可欠な発電所ですと記載されてありますが、私はいつもこのところを、原子力発電所とは置き換えて周りに話しております。東京電力東通原子力発電所は2011年1月に着工して、すぐに大震災のために工事を中断して14年になります。現時点では着工再開は未定となっておりますが、少しでも早く工事が再開できることを個人的には願っております。以上です。

【坂本座長】

それでN o 1 8 に対しまして日本原燃さん、お願いいたします。

【日本原燃（株）】

N o 1 8 について、日本原燃、増田からお答えします。耐用年数とメーカーの撤退理由とその対策というところの御質問だったというふうに理解しています。耐用年数は、先ほど資源エネルギー庁からお話があったとおり、耐用年数という考え方はありません。適切にメンテナンスして適切に設備を入れ替えるということが安全にしっかりと運転していくために必要だと思っていますので、そこをきちんと我々がやってまいります。

次のメーカーの撤退理由なんです、例えば第6次のエネルギー基本計画では可能な限り原発依存度を低減と書いてありました。そう書かれていると、やはり受注減を予見されますので、他の成長分野へメーカーはシフトしていったのではないかと思います。お蔭様で昨日閣議決定された第7次エネルギー基本計画は、原子力を最大限活用というふうに書いていただきましたので、今後、原子力産業の将来性の期待が高まって状況は少し変わるのではないかと期待しているところです。

御指摘のようにメーカーがいなくなってしまうと部品が不足して、我々のところが止めなくてはならないとか、トラブルが起きた時に対応ができないということにならないように、撤退動向をなるべく早く掴んで、またその代替のメーカーですとか、やっていた方の設計をいただいて別の会社で作っていただくとかということも考えながらやっています。何とか我々、地元の企業に将来部品とかを製造供給していただけるのが一番あるべき姿だと思いますので、そこを目指して仕事を進めていきたいと思っています。あと、新たな最新の技術も何とか入れていくようにしたいと思っています。日本原燃、以上でございます。

【坂本座長】

ありがとうございます。時間もだいぶ押しておりますので、さらに簡潔な御説明をお願いいたします。No 19に対しましてリサイクル燃料貯蔵株式会社。

【リサイクル燃料貯蔵（株）】

ありがとうございます。弊社とすれば、引き続き安全最優先ということで取り組んでまいりますし、事業の透明性を高めて地域に根差した事業運営に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

【坂本座長】

No 20に対しまして資源エネルギー庁、お願いいたします。

【資源エネルギー庁】

No 20とNo 21でいただいた、御理解をいただくための活動について感じているところですが、まさに御指摘のとおり、いかにして届けるのか、我々が活動するだけじゃなくお届けするのかということの難しさというのは痛感しながら日々取り組んでいるところでございます。

一方で近年、こういった広報活動というところにつきましても、SNSや鉄道の車内広告とかタクシーの車内広告など多様な手段というものが技術の進歩で出てきて、またこういったものをいかに活用して、受け手に合わせて手段を組み合わせていくかというような技術も進歩しています。私も、そういった業界の方々にも学びまして、様々な多様な手段を使いながら広報というのを進めており、そういった取組で受け手に分かり易くということ意識して、様々なこういったところ、地道な広報活動に加えてそういった多様な手段もしっかりと活用して今後も取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

【坂本座長】

次は21番目に対しまして青森県環境エネルギー部、お願いいたします。

【青森県環境エネルギー部】

理解促進に関して御意見ありがとうございます。今後、県民の皆様方の利便を考慮いたしまして、より参加しやすい環境の整備について努力してまいります。以上です。

【坂本座長】

N o 2 2 に対しまして東京電力ホールディングス、お願いいたします。

【東京電力ホールディングス（株）】

貴重な御意見どうもありがとうございます。もとより必要不可欠と思っておりますけれども、昨今の情勢に鑑みて、ますますその思いを強くしております。東京電力として責任を持って一日も早く見直しをお示しして、工事再開を果たしてまいります。どうもありがとうございます。

【坂本座長】

ありがとうございました。続きまして田中委員、お願いいたします。

【田中委員】

田中でございます。事前に回答の方をいただいていたので、その回答に対するコメントを私から申し上げたいと思います。

まず日本原燃から御説明いただきましたしゅん工までのスケジュールについてですが、公開のタイミングが審査会合後の県や村への説明した後にホームページ上で公開するという事で承知いたしました。引き続き、分かり易い情報発信の方、よろしくお願いいたします。また、今後の進捗状況につきましても注視してまいりたいと考えております。その進捗スケジュールについて、規制庁からも計画について一定の理解が得られたものと確認できましたので、規制庁におかれましては、今後も再処理工場であったり原子力関連施設であったり、また施設に従事する方々の安全確保に努めていただきますようお願い申し上げます。

資源エネルギー庁からは、六ヶ所再処理工場は核燃料サイクルの中核であり、そのしゅん工は必ず成し遂げるべき重要課題であると、とても力強いお言葉をいただいております。エネ庁には引き続き核燃料サイクル事業の推進をしっかりとリードしていただくよう、改めてお願い申し上げます。私からは以上でございます。ありがとうございます。

【坂本座長】

各機関から回答に対するコメントはよろしいですね。ありがとうございました。なお今回ご欠席の永里委員、山本委員からも資料3のとおり御意見・御質問を頂戴しておりますので申し添えます。続きまして、これまでの意見交換の他、冒頭に知事の挨拶にありましたように原子力・核燃料サイクル政策に係る各般について、忌憚のない御意見を願いたいと思います。何か皆様の方から御発言はございますでしょうか。二木委員、どうぞ。

【二木委員】

総合的な御意見で、安全第一ということで。今、化石燃料を抑え、自然エネルギーである風力や太陽発電が注目を浴びていますが、電力の安定供給には難があるようで、原子力発電に目が向くということで。福島第一原発事故以来、原発稼働には慎重な姿勢ではありますが、経済の発展維持にはエネルギー需要は拡大し、原発の稼働は避けては通れないという理解はしております。そのためにも徹底した安全対策と十分な理解が得られるように努めてもらいたい。

もう一つは、今、原子力燃料サイクル、R F S、むつ中間貯蔵施設であります。昨年11月6

日に事業開始となり、今後計画的に搬入がなされることではありますが、核燃料サイクル施設での再利用については、その使用施設には50年の使用期間がありますので、宮下知事も国へ要請したとおり、最終処分場とはならないよう明確にすることが重要であるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【坂本座長】

ただ今の御意見に対しまして何かコメント等ありますでしょうか。どうぞお願いします。

【資源エネルギー庁】

御指摘、誠にありがとうございます。安全最優先というところは、もう安全神話ということに陥った震災前の強い反省を基にということで、原子力政策の一番の根本であるということは、これは一貫してエネルギー基本計画に書いてありますし、私どもとしても引き続き肝に銘じてこれは徹底してやってまいりたいと考えてございます。

また先ほど2点目で御指摘のこの50年というところでございますが、昨年7月に宮下知事が齋藤経産大臣に面談にお越しになった際にも、この50年ということの遵守ということについて、これは事業者の約束をしっかりと守るように、国としてもしっかりと指導するという、それからこれは最終処分場になる施設ではありませんというようなことも明確に申し上げてございます。この点については全く私ども変更なく、引き続き御指摘のところ、しっかりやってまいりたいと考えております。以上でございます。

【坂本座長】

二木委員、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【宮下知事】

一言、申し上げます。ありがとうございました。安全最優先で進めていくということは当然のこととして、安全を確保しながら県民の皆様には不安を与えないような、過度な不安を与えないような環境を作っていくということも非常に重要なことだと感じています。今日もその機会だというふうにも受け止めております。また高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないということについても、折に触れて政府の方には確認をしつづけていきたいとこのように考えてございます。

【坂本座長】

ありがとうございます。その他に御発言はございませんでしょうか。ないようですので、これで意見交換を終わりたいと思っております。御意見・御質問等ありがとうございました。これで終了いたします。皆様の御協力に感謝申し上げます。それでは会議の進行を司会にお返しいたします。

6 閉会

【司会】

坂本座長、ありがとうございました。閉会にあたり宮下知事から一言申し上げます。

【宮下知事】

本日は長時間にわたって皆様から御意見をいただいたこと、大変心からまづもって感謝申し上げますというふうに思います。いただいた御意見等については、県民の皆様の安全、そして安心の確保を第一義とする原子力行政を進めていく上での重要な参考にさせていただきたいというふうに思っております。

また、今日は国及び事業者の皆様におかれましては、本日の意見交換を通じて、あるいは事前の文書のやり取りを通じて、本県のこの課題に真摯に向かっていたいただいたことにも感謝を申し上げます。

引き続き、皆様におかれましては本県の原子力行政の進捗に応じて様々な意見交換をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解と御協力をお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

【司会】

これをもちまして第35回青森県原子力政策懇話会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。